

埼玉インフラDX特別賞審査基準表

【対象】国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む）が発注し、表彰実施年度の前年度に完成又は完了した埼玉県内で施行したインフラ分野の工事・委託業務にて実施した取組		
評価項目	評価基準	評価点
1 取組の成果		
1-1取組の成果と組織への影響	インフラ分野において、建設DXの取組が生産性向上や業務効率化、新製品・新サービスの開発などの成果を上げ、県民サービスの向上、働き方改革など組織全体にポジティブな影響を与えているか。 ◆成果については、その効果を取組前と取組後で可能な限り数値により比較し評価する。	20点
1-2技術的な革新	新たなテクノロジーやデジタルツールを導入し、業界内での先駆的な取組であるか。	10点
1-3事業モデルの革新	既存のビジネスモデルを転換し、建設生産プロセスの高度化・省人化、新たな収益源や価値提供方法を開拓しているか。	10点
2 波及効果		
2-1業界や市場への影響	業界や市場全体に影響を与え、他の事業者や顧客に対しても波及する可能性が高いか。	20点
2-2持続可能性	取組が持続可能であり、当該取組の今後の発展や拡大していくことが期待できるか。	10点
3 社会的意義		
3-1社会的課題への貢献	社会的課題や持続可能な開発目標などに対する積極的な貢献が評価できるか。	10点
3-2ステークホルダーとの協力関係	事業者が地域社会、顧客、従業員、パートナーなどのステークホルダーとの協力関係を築き、彼らの利益に配慮しているか。	10点
4 総合評価	事業全体を俯瞰した総合的な観点からの評価	10点
合計		100点